

町田市まち・ひと・しごと創生基金条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 町田市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てるため、町田市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 前条に規定する事業は、芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクトとする。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、当該年度の町田市一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。